八王子市居住支援協議会

あんしん住宅登録事業のご案内

お問い合わせ
八王子市居住支援協議会事務局
（八王子市まちなみ整備部住宅政策課）
０４２-６２０-７２６０

八王子市居住支援協議会（以下「協議会」という。）では、**あんしん住宅登録事業**を開始しました！

あんしん住宅にご登録いただくことで、**物件情報をより広く発信することができます！**

八王子市居住支援協議会

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他民間賃貸住宅への入居に特に配慮が必要な方（**住宅確保要配慮者**）の入居支援を行っています。

[構成団体：不動産団体・居住支援団体・八王子市]

★協議会ホームページ
http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/55041/index.html

登録することができる住宅の種類

1 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業利用住宅

住宅確保要配慮者が入居することを条件に、一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るために行われる改修工事に対し、国が補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を利用した住宅です。

※国の「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」は平成 28 年度で終了しました。

2 空き家利活用促進整備助成利用住宅

住宅確保要配慮者に賃貸することを条件に、一定の基準を満たす空き家の改修工事に対し、八王子市が補助金を交付する「八王子市空き家利活用促進整備助成事業」を利用した住宅です。

3 （相談を）拒まない住宅

協議会「あんしん住宅登録事業実施要綱」に定める住宅で、住宅確保要配慮者の入居に関する相談に応じていただける住宅です。

★必ず契約しなければならないものではありません。

◀▪▪▪ 登録承認 ▪▪▪▪▪▪ **八王子市居住支援協議会**

登録

あんしん住宅情報提供システム
（協議会ホームページからリンク）

閲覧

住宅確保要配慮者

登録の流れ

1．システムアカウントの登録申請

「あんしん住宅情報提供システム申請者登録画面（協議会ホームページからリンク）」から、申請者・住棟情報を登録し、協議会が承認するとアカウントが作成されます。

2．住戸情報の登録申請

公開したい住戸の情報を入力し、システム上で協議会に登録の申請をします。

3．住宅情報の公開

・協議会が承認をすると、システム上に公開されます。

・住居をお探しの方が、住宅情報を閲覧します。

※システムへの詳しい登録方法については、「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業ホームページ」上にある「あんしん住宅情報提供システム申請者用マニュアル」からご確認ください。